



中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の前最後に行われた第二次試験の筆記試験に合格した者で、改正後の第六条第六項の規定により、この法律の施行の後最初に行われる第二次試験の筆記試験を免除されたものについては、口述試験の科目は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の六科目とする。

理由

司法試験制度運用の事情にかんがみ、第二次試験の試験科目等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○本島政府委員 司法試験法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

御承知の通り、司法試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無を判定する国家試験でありまして、将来性のある優秀な人材を法曹として迎えることができるかどうかは、一にかかってこの制度の適否にあるのであります。しかるに、昭和二十四年以來実施されております現行の司法試験制度においては、大学の制度がいわゆる新制大学に切りかえられて以来、大学在学生の司法試験に合格する者の数が逐年減少する傾向を示し、大学の優

秀な新卒生を他の職業分野に逸することが憂慮せられるとともに、他方において、社会生活の複雑化に伴い、将来の法曹たるための適格として単に法律についての学力を有するのみでは足らず、法律以外の素養を備える必要があるにもかかわらず、試験の科目が法律のみに偏しているとの批判を聞くに至りました。そこで、法務省におきましては、昭和二十九年の末ごろから司法試験制度について調査に着手いたし、昭和三十年十一月法務大臣から法制審議会に対し司法試験に関する制度の改善につき諮問を發し、昭和三十一年四月同審議会からの答申を得て、さらに検討を加え、この法律案を立案した次第であります。

次に、法律案の内容の主要点について説明いたします。

第一点は、司法試験第二次試験の筆記試験を短答式(択一式を含む)による試験と論文式による試験に分けまして、論文式による試験は、当該筆記試験の短答式による試験に合格した者に限り受験することができるものとしたことであります。これは、司法試験の受験者の数の増加に伴い、論文式による試験のみでは、これら多数の受験者の答案を限られた期間に精査することがきわめて困難となりましたので、まず、最も基礎的な憲法、民法及び刑法の三科目について、短答式による試験を行い、これに合格した者についてのみ、論文式による試験を行い、答案の審査を精密にしよとするものであります。

須科目を五科目に、いわゆる選択科目を二科目に改め、受験者の試験科目選択の範囲を広くして、特に大学在学生の受験を容易にするともに、選択科目のうち法律科目以外の科目を含ましめ、視野の広い人材を選び得るようにしたことでもあります。すなわち、必須科目を(一)憲法、(二)民法、(三)商法、(四)刑法並びに(五)民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目の五科目とし、そのほかに選択科目を二科目とし、そのうち一科目は、右の必須科目として選択しなかつた民事訴訟法または刑事訴訟法、行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法及び刑事政策のうちから選択し得ることとし、他の一科目は、政治学、経済学、財政学、会計学、心理学、経済政策及び社会政策のうちから選択し得ることとしたものであります。

なお、これに伴い、口述試験も受験者が論文式による試験において受験した七科目について行ふこととしたものであります。

第三点は、司法試験管理委員会は、司法試験管理委員会規則で、試験科目中の相当と認めるものについて、その範囲を限定できることとしたことであります。これは、司法試験管理委員会が相当と認める試験科目については、合理的にその範囲を限定し、大学在學生たる受験者の負担をなるべく軽減することができるようにしよとするものであります。

第四点は、司法試験審査委員の数の制限を撤廃することとしたことでもあります。現行法が司法試験審査委員の数を一科目につき四人以下に限定してお

ります点は、特に短答式による試験を実施するに於て適當でないもので、これを改めようとするものであります。なお、改正法律の施行期日は、受験者に十分な準備期間を与えるため、昭和三十六年一月一日といたしました。

以上が、司法試験法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

右決議の趣旨につきましては、前国会で詳細に御説明を申し上げました。昭和三十三年十月三十日の會議録に掲載されておりますので、これを省略いたします。

右の次第でありますから、委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○小島委員長 以上で趣旨説明は終了しました。

討論の申し出もありませんから、直ちに附帯決議案を採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員。よって、本決議案は可決せられました。

先刻可決せられました法律案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めて、さよう取り計らいます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

〔参照〕

司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)に関する報告書(別冊附録に掲載)